

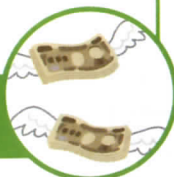
こんなことで困っていませんか？

- ・仕事がみつからない
- ・仕事が長続きしない
- ・フルタイムの仕事に就きたい
- ・働きたいが何から始めればよいかわからない
- ・社会に出るのが不安



仕事のこと

- ・毎月の家計がうまくまわらない
- ・家賃や公共料金が払えない
- ・税金を滞納している
- ・借金の返済が大変
- ・子どもの学費がない



お金のこと

- ・生活に不安がある
- ・家族が引きこもっている
- ・病院へ行けない、治療費が払えない
- ・病気で働けなくなった
- ・お金も食べ物もない



くらしのこと

誰にでも起こる可能性があります。

**一人で悩まずに
一緒に考えましょう！**

相談したいときはどうすればいいの？

- ① 来所いただいてのご相談
- ② ご自宅などにお伺いしての相談
- ③ お電話での相談



ご相談・お問い合わせ

喜多方市生活サポートセンター

(社会福祉法人 喜多方市社会福祉協議会)

〒966-0043 喜多方市字上江 3 6 4 6 番地 1
(総合福祉センター内)

TEL : 0241-23-7373
(直通)

FAX : 0241-23-3296
E-mail : support@kitakata-shakyo.or.jp

相談受付時間

月曜日～金曜日 8:30～17:15
(祝日・年末年始は除く)



あなたの自立を支援するセーフティーネット

～ 安心して安定した暮らしに向けて ～

生活サポート 相談 をご利用ください!!



～みんなつながるネットワーク～

私たち「相談支援員」は、悩みをもつあなたと、支援機関とをつなぐ窓口です。

あなたのお悩みが解決するよう、一緒に考えましょう。

相談無料

秘密厳守



喜多方市生活サポートセンター

(社会福祉法人 喜多方市社会福祉協議会内)

ご相談・お問合せは ☎ 0241-23-7373

生活サポートセンターって どんなところ？

経済的な問題や就労など、いろいろな不安や悩みを抱えながらも、相談するところがない方や、複雑に絡み合った課題を抱えた家族の問題などに、相談支援員が寄り添いながら、一緒に解決の道を探していきます。

その解決にあたっては行政や社会福祉協議会、ハローワーク、民生児童委員、教育機関等の専門機関とチームで支援していきます。

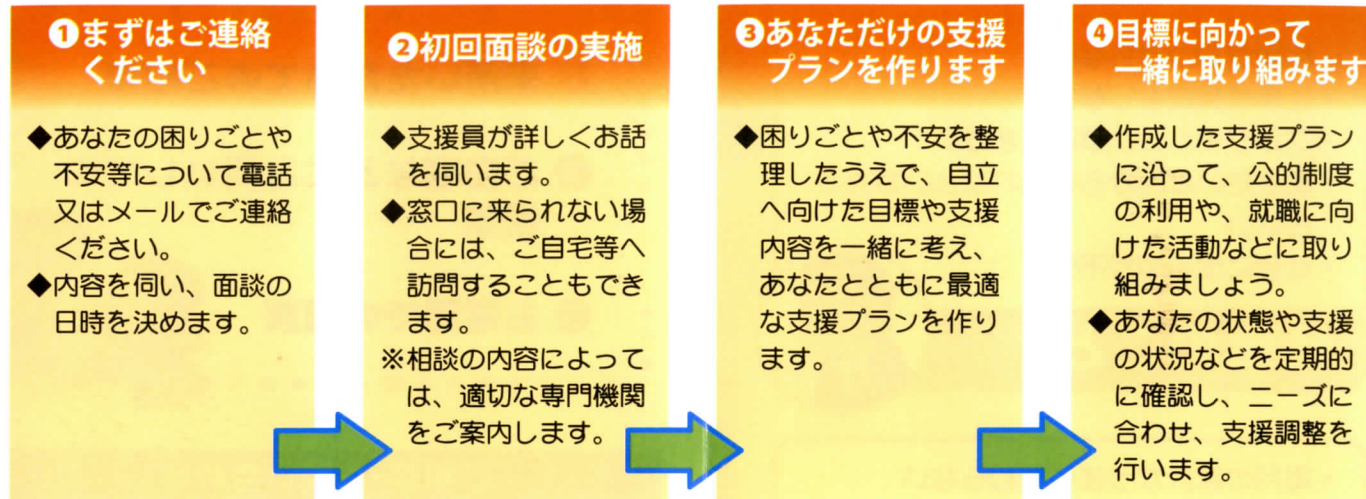
ご本人だけでなく、ご家族や知り合いの方からの相談も受け付けています。



事務所は喜多方市総合福祉センター内です！

※喜多方市生活サポートセンターの活動は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、喜多方市からの委託により喜多方市社会福祉協議会が行っています。

相談支援の流れ



喜多方市で実施している支援メニュー

就労支援

- ・ハローワークと連携し、仕事探しのお手伝いをします。



家計改善支援

- ・相談の中で家計の「見える化」を図り、生活を見直すことで、家計の改善方針を見出します。将来にわたって収支を自己管理できるよう支援します。



認定就労訓練事業

- ・今すぐには一般就労が難しい方などを対象に、就労訓練の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を目指します。



住宅確保給付金



- ・離職などにより経済的に困窮し、住まいを失うおそれのある方などに、家賃に相当する額を期限付きで支給します。（ただし、年齢・収入・資産・就職活動などの条件があります。）

くらしの資金

- ・一時的に生活に困っている方に資金を貸し付けることにより、世帯の自立更正を図ります。（ただし、使途・借入理由・収入など条件があります。）

